

公立大学法人宮崎公立大学特任研究員規程

平成23年4月1日

規程第108号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学地域研究センター規程第4条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「本学」という。）の特任研究員について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、特任研究員とは、本学の専任教員以外の者で、地域貢献において戦略的な充実・特色化を図るために、地域研究センターが実施する特別な研究プロジェクト（以下「特定プロジェクト」という。）に参画する者をいう。

(資格)

第3条 特任研究員は、次の各号のいずれかに掲げる資格を有する者とする。

- (1) 特定プロジェクトに参画するうえで、地域貢献の優れた業績や高度な実務上の実績
- (2) その他、特定プロジェクト遂行上、学長が特に必要と認める資格等

(選考)

第4条 特任研究員を必要とする場合は、地域研究センター長が学長に推薦をするものとする。

2 特任研究員の選考は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

3 特任研究員は、学長の推薦を受け、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 特任研究員の任期は1年以内とし、理事長が特に必要と認めた場合には、3年を超えない範囲内で更新できるものとする。

(待遇)

第6条 特任研究員と本学との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 特任研究員には、給与及び報酬の支給は行わない。

(研究費)

第7条 特任研究員には、その特定プロジェクトに応じた研究費等を支給する。

(施設等の使用)

第8条 特任研究員には、研究等に必要な施設及び設備を使用させることができる。

(管理運営への関与)

第9条 特任研究員は、教授会及び各審議会等に出席できないものとする。ただし、地域研究センター長が地域貢献部会への出席を認めた場合には、この限りではない。

(遵守義務)

第10条 特任研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(委嘱の取り消し)

第11条 特任研究員が、本学の服務に反する行為を行った場合は、その委嘱を取り消すものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特任研究員に関し必要な事項は、理事長が別に

定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月19日から施行する。